

三總第333号の2
令和6年5月1日

三田市遺族会会長 [REDACTED] 様
三田市遺族会三田分会長 [REDACTED] 様
三田地区区長自治会長 様

三田市長 田村 克也

要望書について（回答）

立夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和6年2月26日付けで提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

三田忠魂堂を現状の建物のまま修復し、維持管理するべきとのご要望につきましては、これまでご説明させていただいているとおり、多額の修繕費が見込まれますが、主たる利用者が遺族会に限定されているため、今後も市がこれ以上修繕費等を含む管理費を投じ続けることは、他市町の住民訴訟の例からも適切ではないと考えます。

竣工から100年以上が経過している当該建物は、経年劣化が著しく、令和4年には落下した瓦の一部が隣接住居の壁を傷つける事故が発生しています。近年多発する地震等、自然災害はいつ発生するともわからず、倒壊など人命にかかる恐れがあるため、市民の安心安全を最優先とするべきと考えます。

このような状態で、市有財産として今後も管理を続けることは困難であると考えております、市の解体撤去の方針に変わりはございませんので、ご理解いただきますようお願い申しあげます。

また、要望書に記載いただいたおります事由につきましては、下記のとおり回答いたします。

1. 三田忠魂堂の解体により、貴会三田分会が慰霊祭を催行し戦没者の御靈を奉る場として、また、戦争を風化させないよう守り繋いでこられた場を失うことに対しましては、その後の活動に支障がないよう、三田市として協力してまいります。
2. 歴史的建造物としての文化的価値につきましては、それを否定するものではありませんが、文化財として安全に管理することや費用面等を含め、現実的に保存することは困難と考えております。
3. 三田忠魂堂を、平和を願う「平和資料館」として今後利用するご提案につきましては、修復や新設等を含め新たな建物を建設することは考えておりません。
4. 解体後の三田忠魂堂内の遺品等につきましては、毎年8月を「平和について考える市民月間」とし、「平和を考える市民のつどい」や平和を祈念する企画展示等の施策を推進しているところであり、これからも戦争の悲惨さを後世に引き継ぎ、平和教育に活用されるよう努めてまいります。

<問い合わせ>

総務部総務課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。